

国分寺市第9期介護保険事業計画に基づく
介護保険地域密着型サービス整備運営事業者
募集要項

令和8年8月

国分寺市

目次

1 募集の趣旨	2
2 募集事業等	2
3 募集期間	3
4 応募資格等	3
5 審査	5
6 スケジュール	6
7 補助金について	7
8 応募手続等	7

別紙1 介護保険施設等整備運営事業者選定評価基準

別紙2 介護施設等整備運営事業者公募に関する質問票

別紙3 提出書類一覧

1 募集の趣旨

国分寺市では、市の第9期介護保険事業計画（令和6年度～8年度）に基づく定員数を確保するため、国分寺市内で介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第14項に定められる「地域密着型サービス」を提供する事業所の整備を進めます。このため、令和9年度までの期間を目途に事業所を整備し、事業の運営を行っていただける事業者を募集します。

応募にあたっては、事業計画概要を御提出いただきます。御提出いただいた計画概要は、原則として変更はできませんので、実効性のある計画としてください。

施設整備にあたっては、東京都および市の開設許可のための要件等を満たす必要があります。また、国及び東京都の補助金を財源とした市の補助制度があります。補助を受けるための要件については、別途ございますので予めご確認ください。

なお、国分寺市では、日常生活圏域を2圏域としていますが、各圏域での整備目標・整備量を定めていないため、整備場所についての限定・指定は行いません。

2 募集事業等

(1) 募集事業及び募集事業所数は、次のとおりです。

① 認知症対応型共同生活介護 1事業所（2ユニット）

※サテライト型も可とします。

(2) 募集地域

市内全域

3 募集期間

事業者の募集は、次の期間において行います。募集期間内に、末尾に記載した

提出先へ、応募書類を提出してください（本募集要項「6 スケジュール」を御参照ください）。

令和8年8月3日（月）～令和8年9月18日（金）

4 応募資格等

本事業に応募する事業者（以下「応募者」という。）は、以下の要件を全て満たす必要があります。

（1）応募者の資格

①地域密着型サービスを整備運営しようとする事業者（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業等）であること。

※上記事業者には、地域密着型サービスの運営事業者に貸与する目的で建物を整備する、土地又は建物所有者より土地・建物の貸与を受け地域密着型サービスを運営しようとする事業者を含みます。

②応募期間において、国分寺市から指名停止措置を受けている法人でないこと。

③最新の営業年度の法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税を滞納している法人でないこと。

④客観的に明らかに経営不振の状態に陥ったと認められる下記ア～オのいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てがなされている。

イ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てがなされている。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている又は破産手続中である。

エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てが

なされている者。

オ 銀行取引停止処分がなされている。

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う法人でないこと。

⑥介護保険法における指定の欠格事由、取消事由に該当せず、所管庁の監査、指導検査等において重大な指摘を受けている法人でないこと。

⑦施設用地は、応募事業者の所有または借地であること。

※応募時において取得、借り入れ済みである必要はないが、土地所有者が売買、賃貸等の約束が確認できること。

※借地契約において、補助金を授受した場合、建物の建築及び解体期間を考慮した財産処分制限期間以上の借地契約期間が設定されていること。

⑧原則として、土地・建物に所有権以外の権利が設定されていないこと（所有地、借地とも）。但し、所有地の場合、計画施設の整備に要する借入金を被担保債権にする普通抵当権の設定についてはこの限りでない（根抵当権は認められない）。所有、借受（予定）地において担保権が設定されている場合は、担保権抹消の確実な見通しがあること。

⑨建築・消防・まちづくりの関係部署と事前に協議し、建築基準関係法令、消防関係法令及び市まちづくり条例に適合していることを応募書類提出前までに確認していること。

(2) 事業実績等

①認知症対応型共同生活介護を運営している、または他種の介護事業に参入している等、介護事業に関する実績を有すること。

②「介護保険法」等関係法令を遵守し、安全かつ円滑に法人運営をしていること。

③福祉事業への理解、熱意、能力を有する職員が確保できること。

(3) 財務状況

①原則として、過去3年間の決算状況が営業活動（通常の事業運営）に基づく赤字でないこと（一時的な損失により赤字が生じた場合等はその旨御相談ください）。

②債務超過ではないこと。債務超過を解消するため出資等を行い、応募する時点では債務超過が改善している場合であっても原則認められない。社会福祉法人にあっては、現状及び整備計画による負債総額が資産総額の2分の1を超えないこと。

③事業開始当初の運営資金が確保されていること（年間事業費（予算額）の12分の3以上）。この運営資金は法人の「自己資金」で確保することとし、金融機関からの借入れは認められない。また、運営事業者が行っている既存事業についても、その運営資金が確保されている必要がある。

5 審査

(1) 審査・選定を行う組織

国分寺市介護保険施設等整備及び運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査します。

(2) 評価基準

評価基準については、別紙1「地域密着型サービス整備運営事業者選定評価基準」のとおりです。選定最低基準点は1次審査及び2次審査の合計得点の7割とします。

(3) 選定方法

本公募の選定は、1次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、2次審査においてプレゼンテーション及び質疑で総合的に評価し、優先交渉権者を選定します。

(4) 審査方法

① 1次審査

1次審査は応募申込みに関する提出書類を提出した者のうちから書類審査等（書類審査、現地調査）により2次審査対象となる者を選考します。

1次審査終了後の得点が7割に達しない場合は2次審査を行いません。1次審査結果は応募者全てに対して文書で通知します。ただし、1次審査通過者には1次審査終了後に2次審査の場所や時間について電話又は電子メール等で通知します。

② 2次審査

1次審査通過者がプレゼンテーションによる説明等を行い、これに対して選定委員会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定します。

※施設開設に当たっては、介護保険法をはじめとする関係法令、関係条例等の基準等の要件を満たすことが必要になります。

(5) 決定

選定委員会の審査に基づき、市長が決定します。優先交渉権者が複数の場合は、得点が高い順に市長が協議順位を決定します。

(6) 選定結果の通知

選定の結果は、2次審査を実施した応募者に文書で通知します。

(7) 選定結果の公表

事業者決定後、決定した事業者名を市ホームページ等で公表します。

6 スケジュール

以下、標準的なスケジュールを示します。

募集要項配布 令和8年8月3日（月）～令和8年9月18日（金）

応募期間 令和8年8月3日（月）～令和8年9月18日（金）

1次審査 令和8年9月～10月上旬（予定）

2次審査 令和8年10月上旬～10月中旬（予定）

協議・決定 令和8年10月中旬～下旬（予定）

補助金協議	令和8年12月4日（金）までに東京都へ提出 （認知症高齢者 GH 緊急整備支援事業補助金）	
補助金内示	令和9年6月下旬（予定）	
工事入札・着工	令和9年6月下旬以降	※入札は補助金内示後に行なってください
開設時期	令和10年3月末まで	※遅延については質問票でご確認ください
工事完了報告	令和10年3月末	
実績報告	令和10年3月末	
補助金交付	令和10年5月下旬	

7 補助金について

補助を受けるにあたっては、「5 審査（1）審査方法」のとおり、施設開設の要件を満たしていることが前提となります。

選定された事業者及び選定された事業者に貸与する目的で建物を整備する土地又は建物所有者は、市の補助金対象事業者となります。

補助条件に関する詳細については、「国分寺市地域介護・地域密着型サービス拠点施設等整備事業補助要綱」及び国分寺市の「補助金等の予算の執行に関する規則」に基づきます。

※補助金を申請する場合、施工業者の選定にあたっては、補助内示後に市が行う契約手続を参考とし、施工業者を決定する必要があります。

8 応募手続等

（1）応募申込書等の提出

応募申込書（様式1）のほか、「別紙3 提出書類一覧」に該当する書類を提出してください。

（2）提出部数

【公募申込書類一式】

正本データおよび副本データ各1部（PDF形式）

【添付書類一式】

正本 1 部および副本 12 部

※提出書類はいずれも返却いたしません。

(3) 作成上の注意

①所定様式が定められているもの以外は、任意様式とし、印刷時のサイズは原則としてA4判又はA3判とします。

②紙の提出書類は、各部ごとにフラットファイル等で綴じ、表紙及び背表紙に事業者名（又は土地所有者等名）を記入し、書類ごとにインデックスを付けてください。インデックスには、提出書類一覧等に記載されている書類名を記載してください。

また、電子データはZIP ファイル名に事業者名（もしくは土地所有者等名）を記入し、ZIP 内に各ファイルを格納してください。各ファイル名は、提出書類一覧等に記載されている書類名を記載してください。

③副本分については、内容から事業者名などが特定できないように、黒塗り等の上でご提出ください。

④別紙 1「地域密着型サービス整備運営事業者選定評価基準」の各項目の基準を確認の上、提出書類の作成に当たってください。

(4) 応募に関する留意事項

応募に関して要する費用は、応募者の負担とします。

(5) 著作権の帰属等

提出書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、市は、事業者の公表等が必要な場合には、応募者に連絡の上、提出書類等の内容が無償で利用できるものとします。

(6) 提出方法

紙の提出書類は、郵送または持参とします。持参の場合には、事前に電話にてご連絡ください。また、電子データは下記担当宛て電子メールによることとします。

※電子メールの送信後に、送信した旨を担当まで電話で連絡し、到達を確認してください。

※提出にあたり、ご質問等がある場合は、別紙2「介護施設等整備運営事業者公募に関する質問票」を令和8年8月31日（月）までにメールにてご送付ください。

(7) 提出期間

令和8年8月3日午前9時から令和8年9月18日午後5時まで（必着）

※メールの場合、提出時刻は応募者による送信時刻ではなく、市による受信時刻とします。

<担当>

〒185-8501

国分寺市泉町 2-2-18

国分寺市役所福祉部高齢福祉課計画係

電話：042-312-8637

E-mail：koureihukushi@city.kokubunji.tokyo.jp